

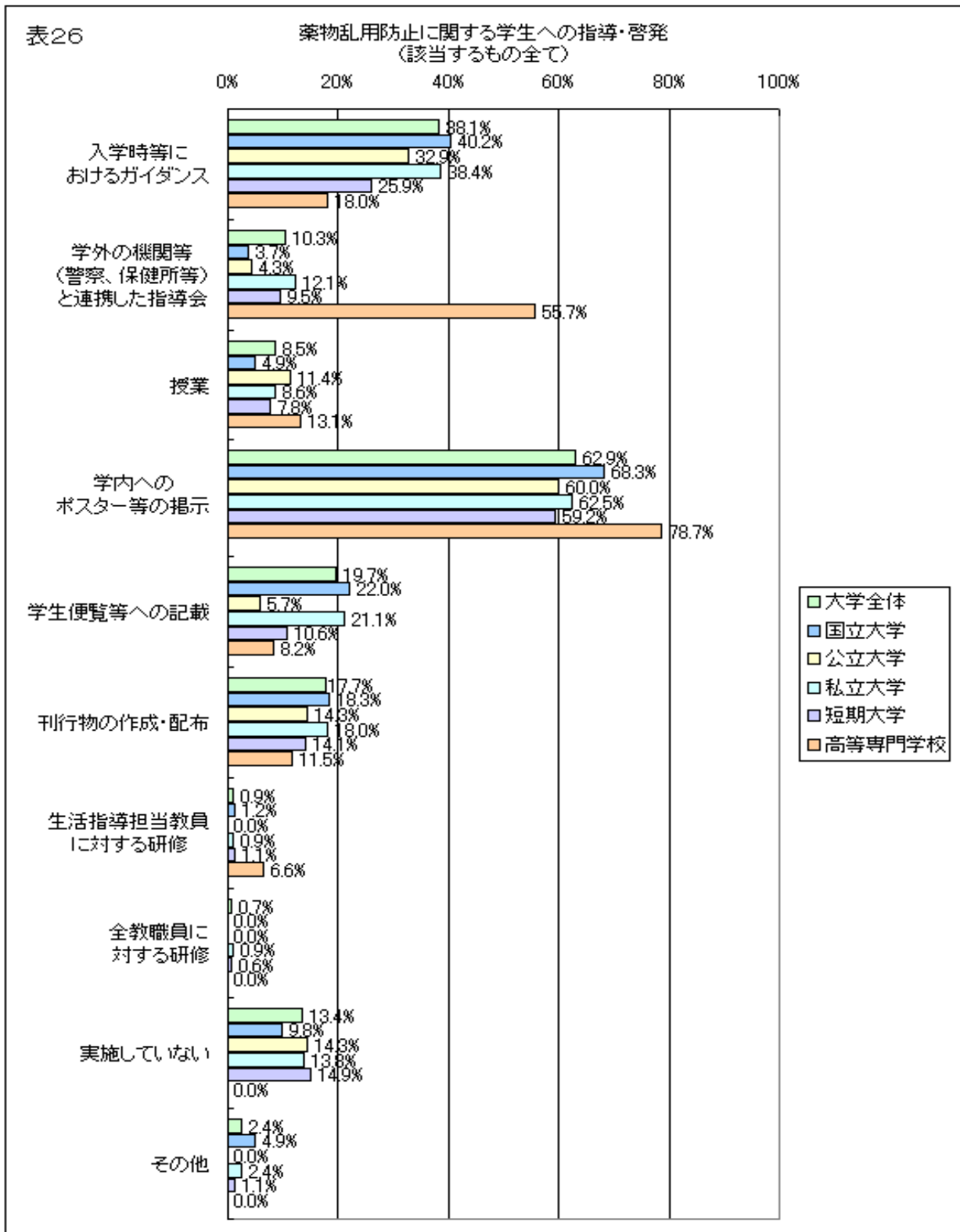
【VI 事件・事故等の防止に関する学生への指導・啓発】

22. 学生が関わる事件・事故等の防止に関する学生への指導・啓発について

学生が事件・事故等に巻き込まれるのを防ぐために実施している、学生への指導・啓発について調べた。

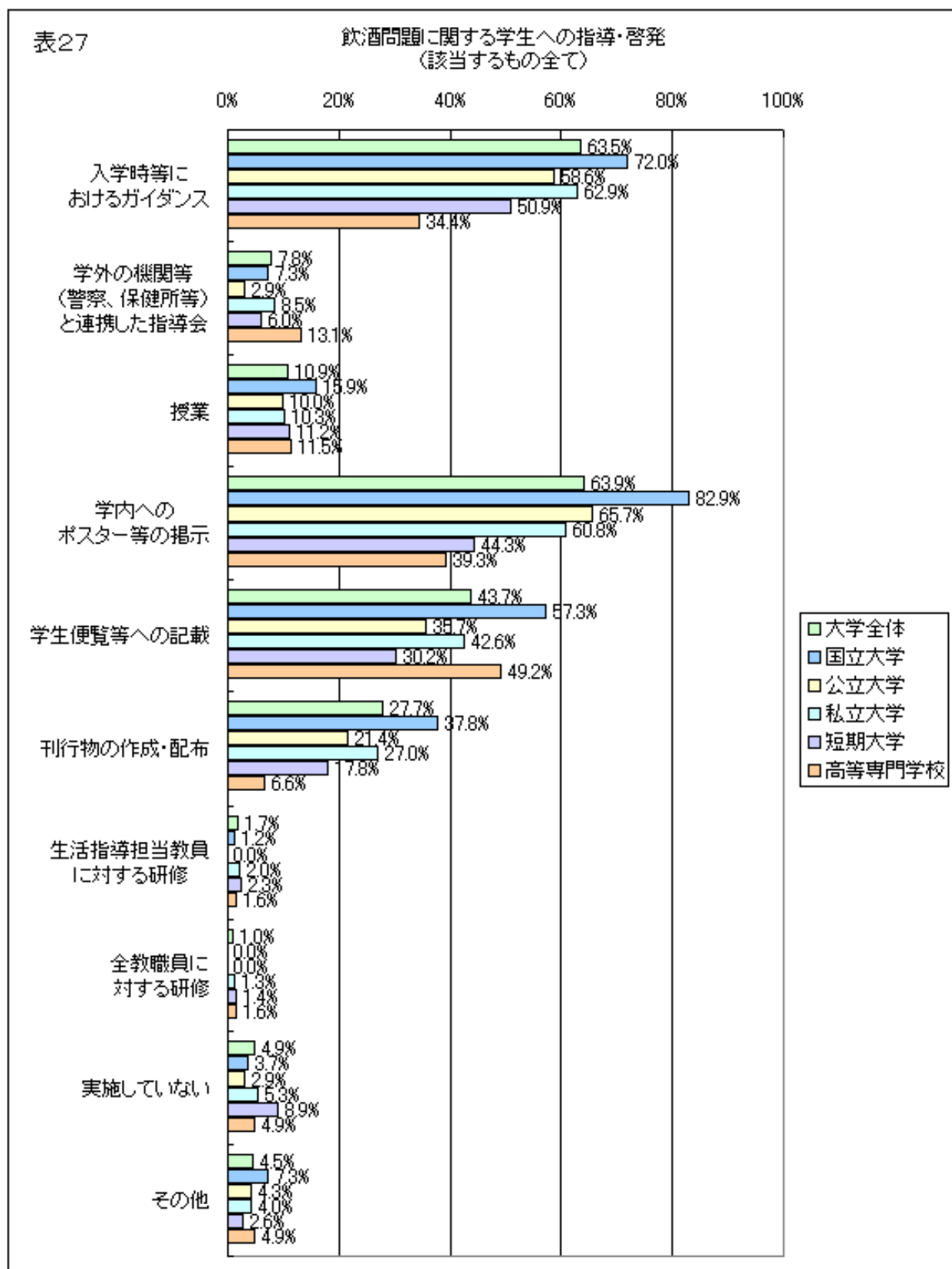
薬物乱用防止に関する学生への指導・啓発についての結果は次のとおりである（表26）。

① 薬物乱用防止に関すること



取組内容としては、「入学時等におけるガイダンス」、「学内へのポスター等の掲示」、「学生便覧等への記載」等の指導・啓発の実施率が高い。10%を超える大学で取組の実施がなされていない事項として、「薬物乱用防止に関すること」、「海外渡航の際の身辺の安全確認に関すること」、「配偶者からの暴力防止に関すること」、「年金制度に関すること」が挙げられる。

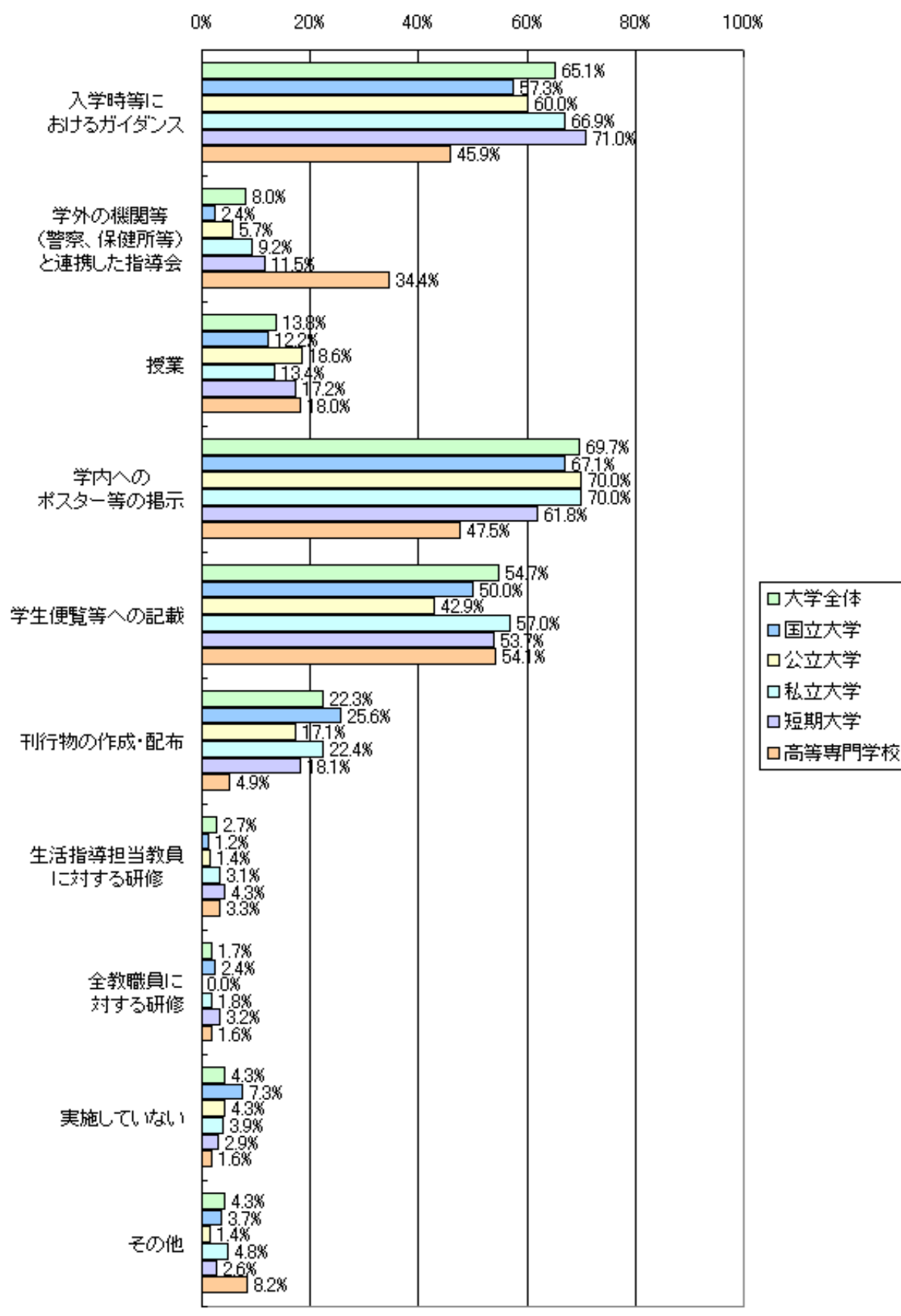
② 飲酒問題に関すること



③ 喫煙問題に関すること

表28

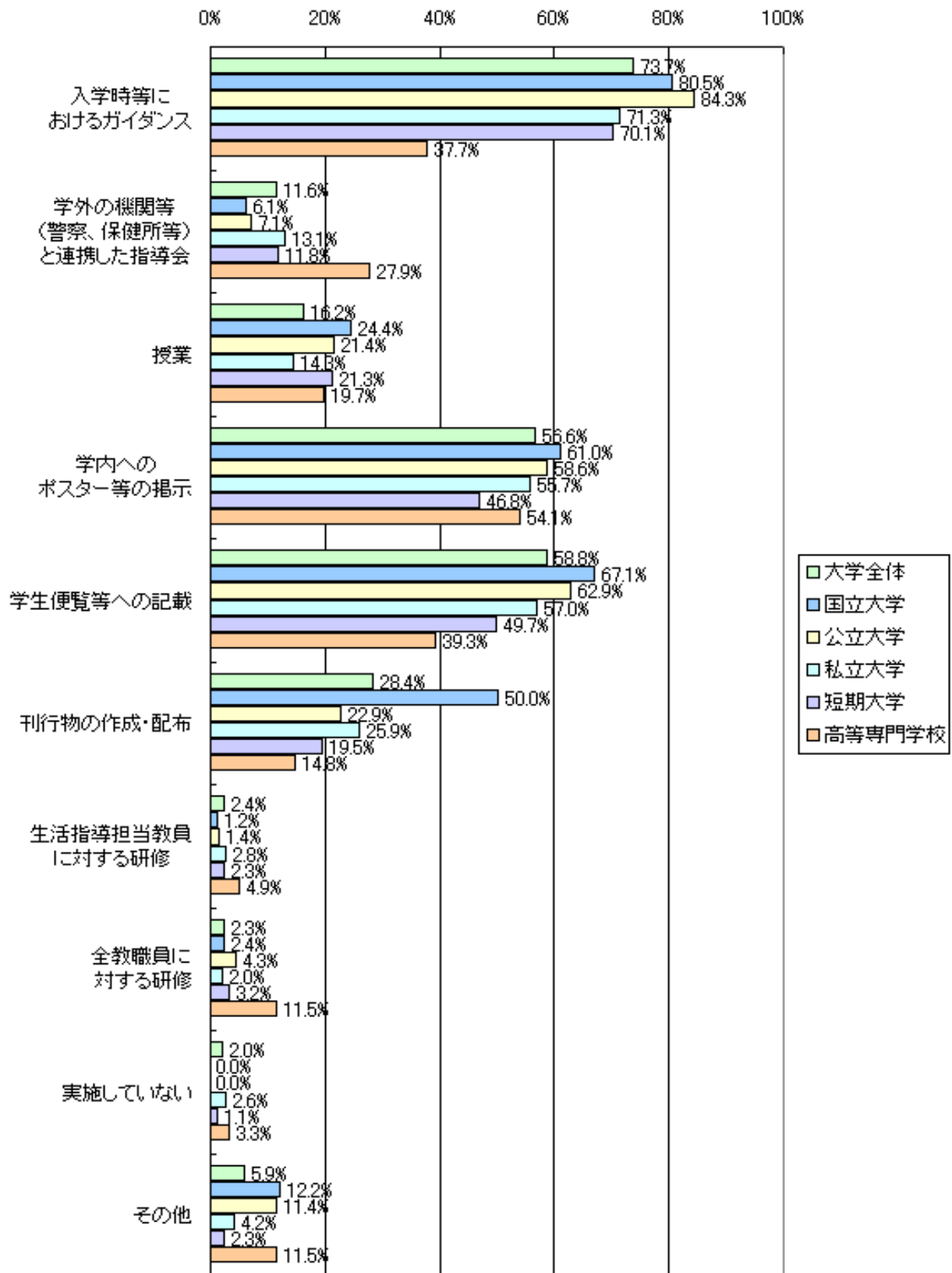
喫煙問題に関する学生への指導・啓発
(該当するもの全て)



④ 健康管理に関すること

表29

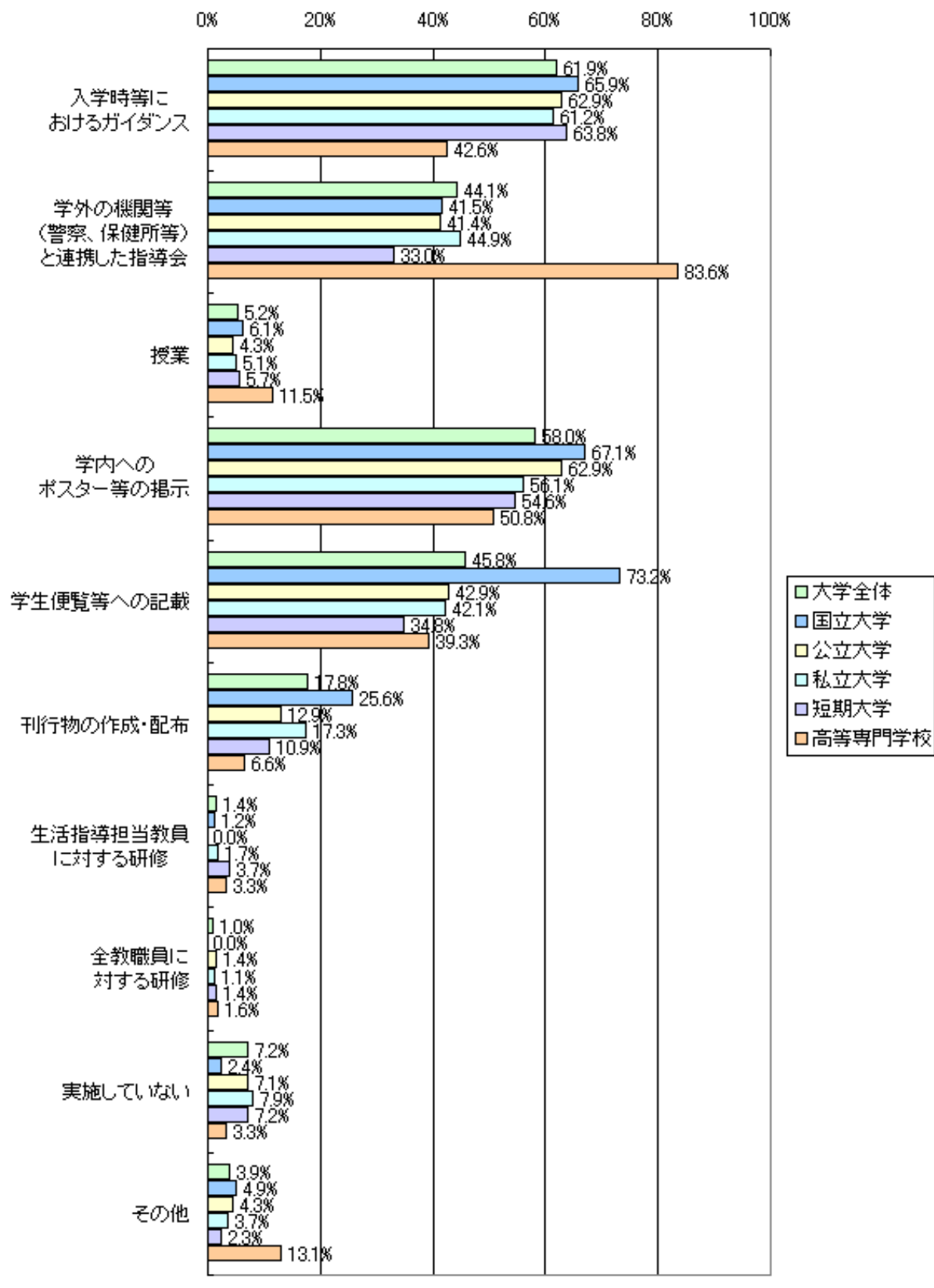
健康管理に関する学生への指導・啓発
(該当するもの全て)



⑤ 交通安全に関すること

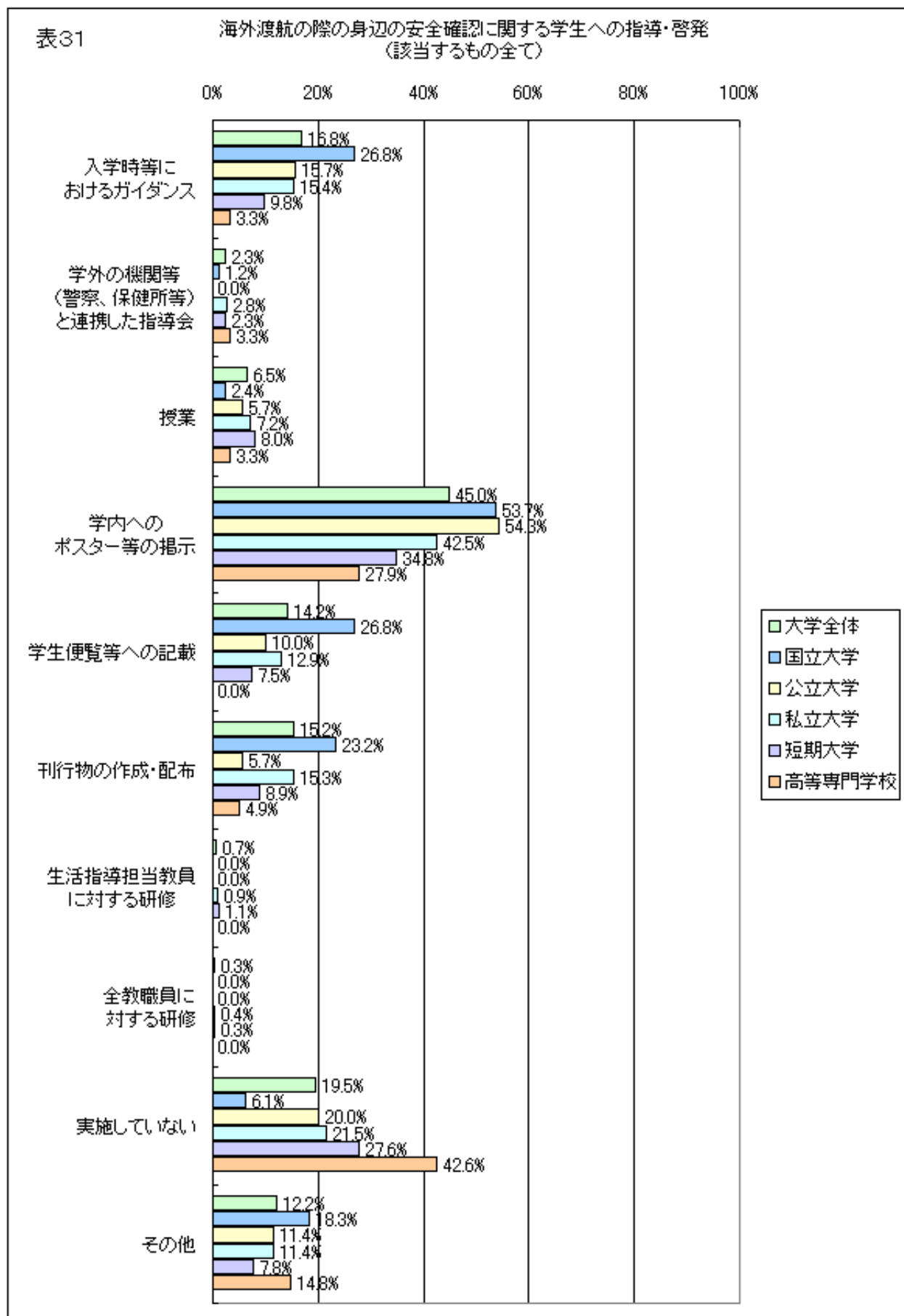
表30

交通安全に関する学生への指導・啓発
(該当するもの全て)



海外渡航の際の身辺の安全確認、消費者問題、セクハラ防止に関して、大学等が学生に対して行っている指導・啓発の調査結果は、次のとおりである（表31、32、33）。

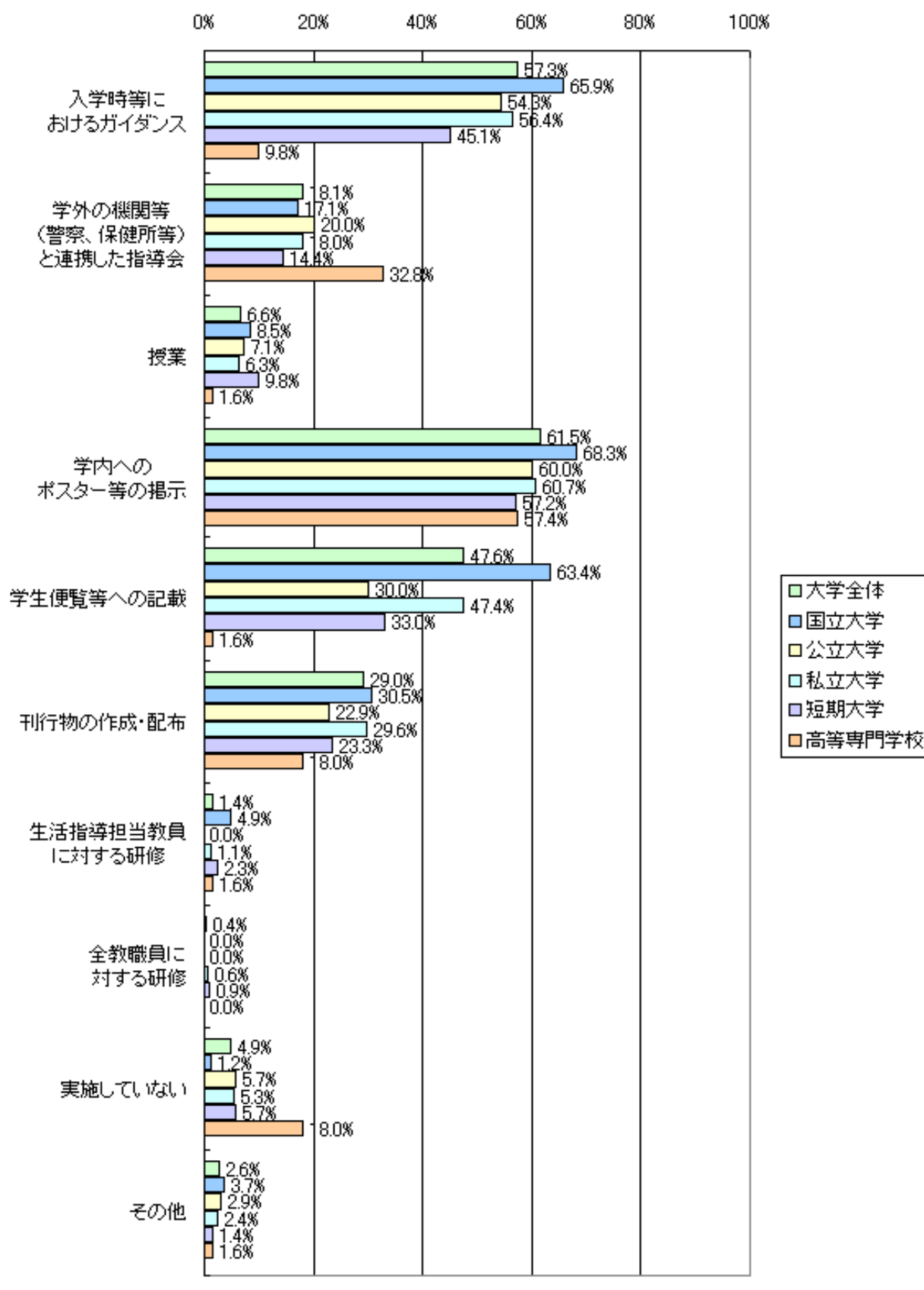
⑥ 海外渡航の際の身辺の安全確認に関すること



⑦ 消費者問題に関すること

表32

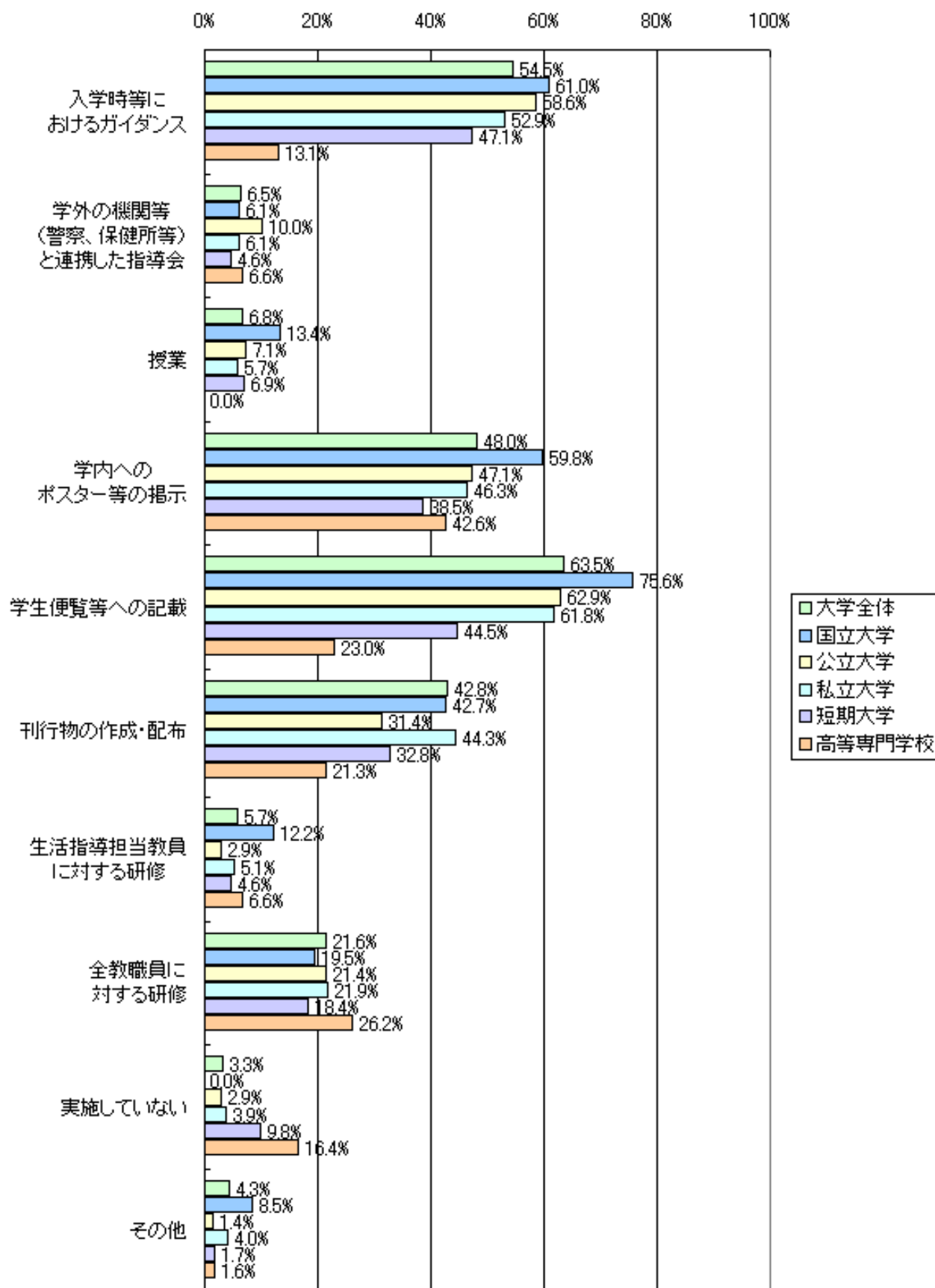
消費者問題に関する学生への指導・啓発
(該当するもの全て)



⑧ セクハラ防止に関すること

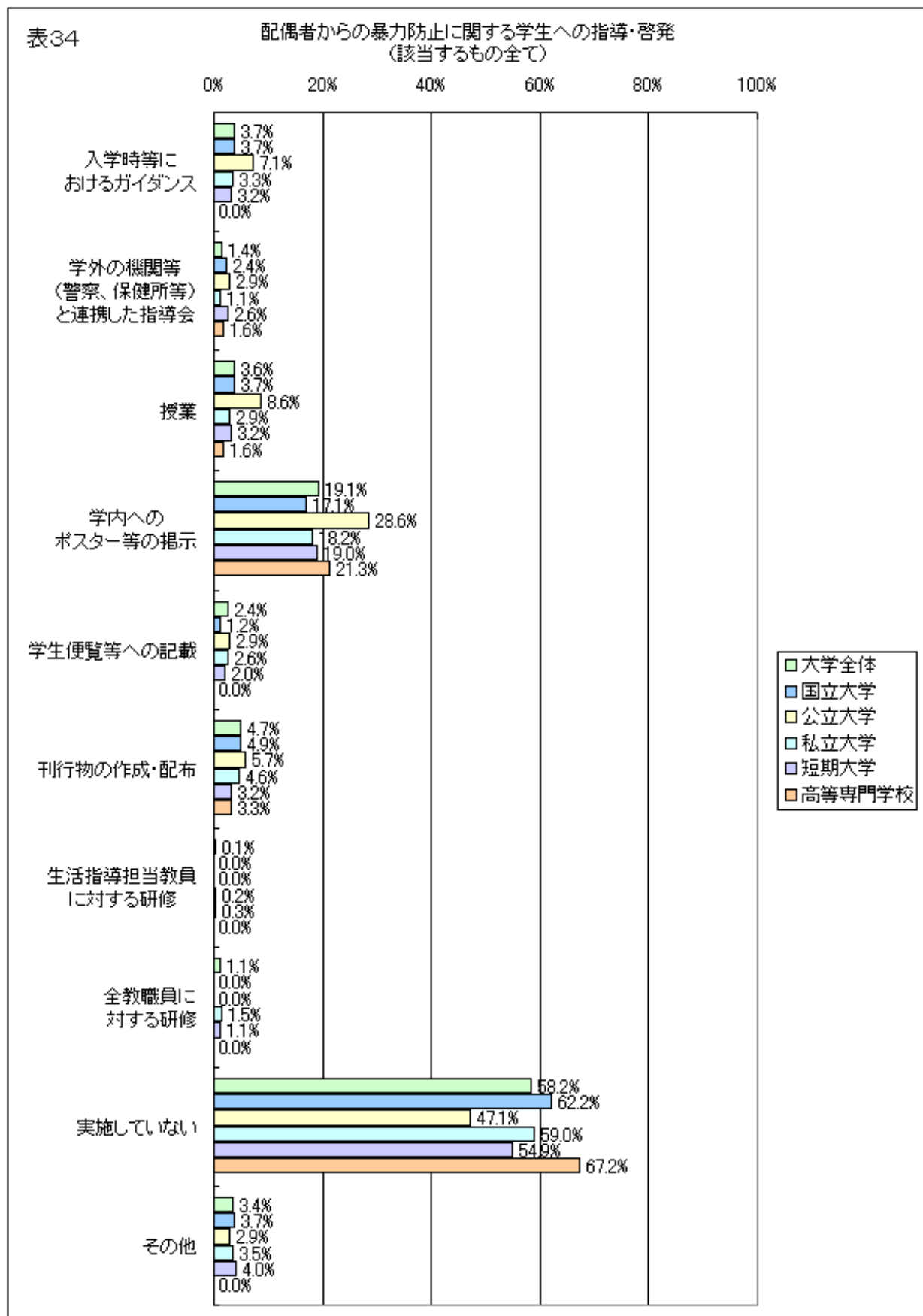
表33

セクハラ防止に関する学生への指導・啓発
(該当するもの全て)



配偶者からの暴力防止に関しては、指導・啓発を実施していないとの回答が多く、年金制度については「学内へのポスター等の掲示」の実施率が高いことが分かった（表34、35）。

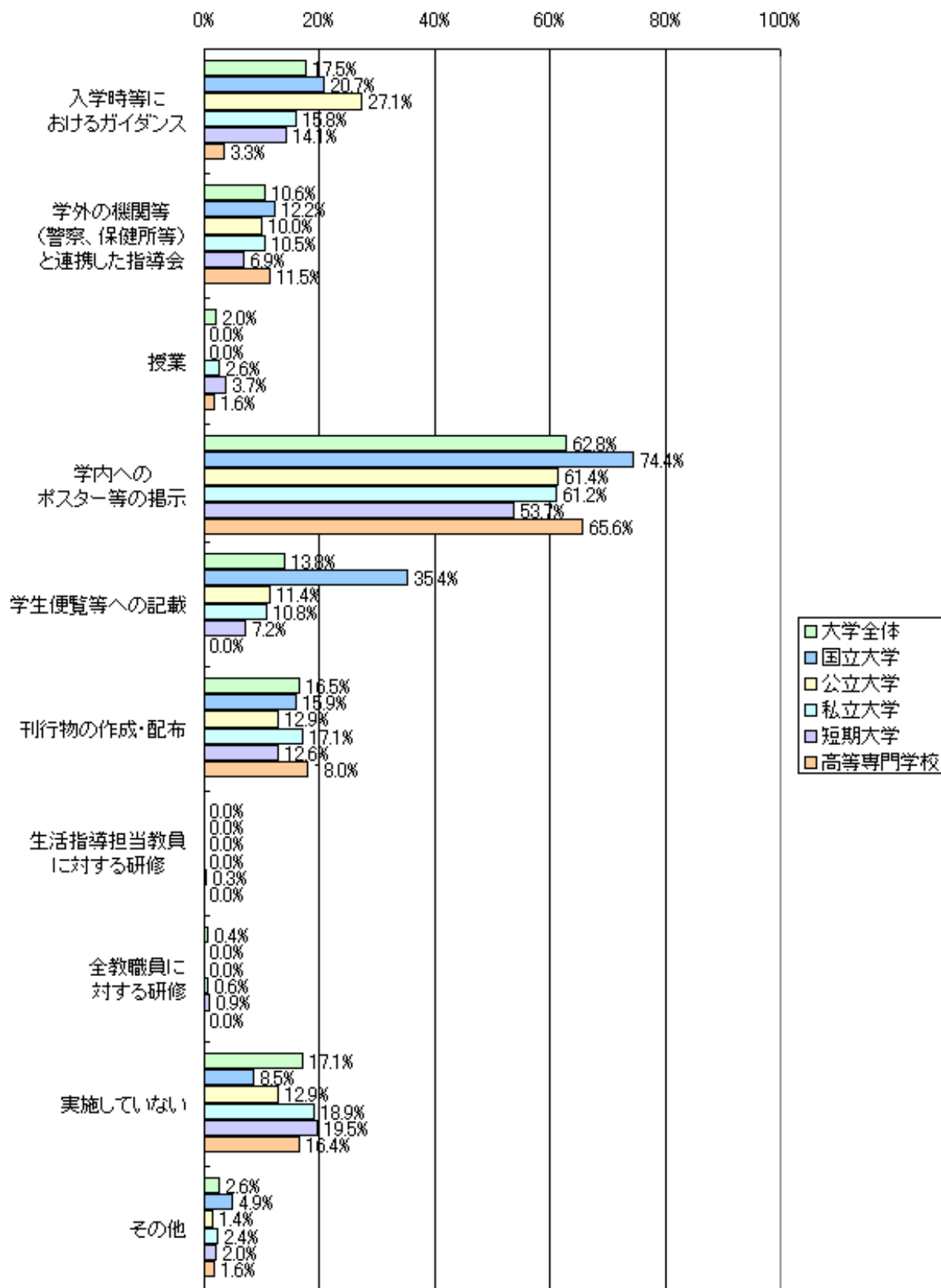
⑨ 配偶者からの暴力防止に関すること



⑩ 年金制度に関すること

表35

年金制度に関する学生への指導・啓発
(該当するもの全て)



その他、学生へ指導・啓発を行っている事項としては、次のようなものが挙げられた（表36）。「カルトや宗教勧誘に関すること」、「防犯、防災関係」、「セクハラ以外のあらゆるハラスメント」、「コンピューターネットワークの不正使用防止に関すること」、「自殺防止」等。

⑪ その他に関すること

